

【特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館 多床室 利用料金表】 1割負担

※1 下記利用料は、地域加算10.45が計算に含まれています。

⑩ 小数点以下、四捨五入

⑬ 1円未満切り上げ

要介護度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	習志野市 地域加算	⑫	⑬	1か月30日計算				
	4単位	8単位	13単位	14単位	6単位	12単位	30単位/月	5.90%	⑨×0.059	⑨+⑩	⑪×単価		金額	利用料 (1割)	月利用数		30		
	基本報酬	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	栄養ケア・ マネジメント加算	サービス提 供体制強化 加算	個別訓練加 算	口腔衛生管 理体制加算	①～⑧単 位合計	介護職員処 遇改善加算 単位	総単位数		単価 ※1	金額	利用料 (1割)	介護保険負 担限度額段 階	自費利用料		⑬+自費利 用料
															居住費	食費			
要介護1	547	4	8	13	14	6	12	1	605	36	641	10.45	¥6,698	¥670	第1段階	¥0	¥300	¥970	¥29,100
															第2段階	¥370	¥390	¥1,430	¥42,900
															第3段階	¥370	¥650	¥1,690	¥50,700
															第4段階	¥840	¥1,700	¥3,210	¥96,300
要介護2	614	4	8	13	14	6	12	1	672	40	712	10.45	¥7,440	¥745	第1段階	¥0	¥300	¥1,045	¥31,350
															第2段階	¥370	¥390	¥1,505	¥45,150
															第3段階	¥370	¥650	¥1,765	¥52,950
															第4段階	¥840	¥1,700	¥3,285	¥98,550
要介護3	682	4	8	13	14	6	12	1	740	44	784	10.45	¥8,193	¥820	第1段階	¥0	¥300	¥1,120	¥33,600
															第2段階	¥370	¥390	¥1,580	¥47,400
															第3段階	¥370	¥650	¥1,840	¥55,200
															第4段階	¥840	¥1,700	¥3,360	¥100,800
要介護4	749	4	8	13	14	6	12	1	807	48	855	10.45	¥8,935	¥894	第1段階	¥0	¥300	¥1,194	¥35,820
															第2段階	¥370	¥390	¥1,654	¥49,620
															第3段階	¥370	¥650	¥1,914	¥57,420
															第4段階	¥840	¥1,700	¥3,434	¥103,020
要介護5	814	4	8	13	14	6	12	1	872	51	923	10.45	¥9,645	¥965	第1段階	¥0	¥300	¥1,265	¥37,950
															第2段階	¥370	¥390	¥1,725	¥51,750
															第3段階	¥370	¥650	¥1,985	¥59,550
															第4段階	¥840	¥1,700	¥3,505	¥105,150

【特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館 多床室 利用料金表】 1割負担

★ご利用者様の状況により、下記の加算が追加される場合があります。

	基本単位数
口腔衛生管理加算	110/月
入院・外泊加算(6日限度)	246/日
初期加算(30日限度)	30/日
療養食加算	18/日
日常生活継続支援加算	36/日
精神療養指導加算	5/日
看取り介護加算(死亡日)	1280/日
看取り介護加算(死亡日前日及び前々日)	680/日
死亡日以前4日以上～30日以下	144/日

★その他自己負担金

事務管理料(毎月)	2,000円
個人持込テレビ居室設置料(毎月)	1,000円
個別外出付き添い(1回)	1,840円
買い物代行(1回)	300円
日用品・理髪料	実費

～介護保険負担限度額認定証をお持ちの方～

居住費・食費に関しては、ご利用者様の世帯状況や年金収入の状況に応じて、4段階に区分されており、区市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

第1段階	生活保護受給者
第2段階	本人含む世帯の年収80万円以下
第3段階	本人含む世帯の年収80万円超266万円以下
第4段階	本人含む世帯の年収266万円超え

※ 入居者が世帯非課税であっても①配偶者(世帯分離をしている場合を含む)が課税されている場合、または②単身で1000万円超、夫婦で2000万円超の預貯金を保有している場合には、減免の対象外(4段階)となります。